

## 貸与奨学生採用候補者向け「返還誓約書等の提出スケジュール」について

奨学生として採用された方を対象に、採用月に合わせて「奨学金説明会」を開催し、貸与開始から終了までの手続きについて説明します。

その際に「返還誓約書」等の書類を交付しますが、これらの書類は本人の他、生計維持者等が準備又は手続きしなければならない内容もありますので、予め下記についてご確認ください。

なお、期限までに提出書類を不備なく提出できない場合は、採用取り消しとなりますことにご留意ください。

### 記

#### 1. 提出書類 ※ 貸与奨学生採用候補者のしおり p19「返還誓約書の提出」参照

提出期限は、説明会開催後約1ヶ月以内です（採用月に合わせて設定）。

機 関 保 証	返還誓約書	本人、本人以外の連絡先に選任した者の自署が必要
	返還誓約書記載事項訂正届	返還誓約書の訂正が必要な者のみ提出
	保証依頼書・保証料支払依頼書	
	本人住民票（原本）	申請時にマイナンバーを提出している場合は不要
人 的 保 証	返還誓約書	・本人の自署が必要 ・連帯保証人及び保証人の自署及び実印の押印が必要
	返還誓約書記載事項訂正届	返還誓約書の訂正が必要な者のみ提出
	本人住民票（原本）	申請時にマイナンバーを提出している場合は不要
	印鑑登録証明書（原本）	連帯保証人及び保証人ともに準備
	連帯保証人の収入（1年間）に関する証明書類	所得証明書や源泉徴収票等の写しを準備 機構「奨学生のしおり」参照

#### 2. 人的保証「連帯保証人」及び「保証人」の選任

##### (1) 連帯保証人

奨学金の返済について、奨学生と同等の責任を負い、奨学生が返還しないときは、その全額について返還しなければなりません。

連帯保証人	原則として父母のいずれか
選任要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年、学生ではない者（保証能力のある者）</li> <li>・奨学生の配偶者（婚約者を含む）でない者</li> <li>・債務整理中（破産等）でない者</li> <li>・貸与終了時に、奨学生本人が満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の者</li> </ul>

## (2) 保証人

奨学金の返済について、奨学生及び連帯保証人が返還しないときは、その全額について返還しなければなりません。

保証人	原則として奨学生本人及び連帯保証人と別生計で、父母を除いた 65 歳未満の 4 親等以内の成年親族
選任要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 未成年、学生ではない者（保証能力のある者）</li><li>・ 奨学生の配偶者（婚約者を含む。以下同様）でない方及び連帯保証人の配偶者でない者</li><li>・ 債務整理中（破産等）でない者</li><li>・ 貸与終了時に、奨学生本人が満 45 歳を超える場合は、その時点で 60 歳未満の者</li></ul>

## (3) 連帯保証人及び保証人選任時の注意点

次の者を選任する場合は、下記Ⅰ～Ⅲのいずれかの条件を満たすことを確認したうえで、「返還保証書」と「資産等に関する証明書類」を提出する必要があります。

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 4 親等以内の親族ではない成人</li><li>・ 65 歳以上の者</li></ul>
選任要件	<p><b>Ⅰ. 年間収入・所得</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 給与所得者 年間収入：320 万円以上 証明書類：源泉徴収票、年金振込通知等</li><li>・ 給与所得者以外 年間所得：220 万円以上 証明書類：確定申告書控（受領印のあるもの）等</li></ul> <p><b>Ⅱ. 預貯金・不動産評価額等</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 預貯金残高と評価額の合計が、貸与予定総額以上 証明書類：預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等</li></ul> <p><b>Ⅲ. 上記Ⅰ及びⅡの組み合わせ</b></p> <p>I + (Ⅱ ÷ 16) で算出される金額が</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 給与所得者 320 万円以上</li><li>・ 給与所得者以外 220 万円以上</li></ul> <p>※ 年金は給与として取り扱います。 ※ 給与所得以外 + 給与所得の者の判定基準は年間所得 220 万円です。</p>

## 3. 提出書類に関する留意事項

- (1) 奨学金の種類毎（第一種、第二種及び入学時特別増額）に書類の提出が必要です。
- (2) 印鑑登録証明書（人的保証のみ）は、返還誓約書に印字された日付から 3 ヶ月前以降に発行されたものを提出してください。
- (3) 住民票や収入に関する証明書（いずれも添付が必要な場合のみ）は、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

以上